

(例規78)

陸幕4第231号
39.7.14

改正 昭和47年6月22日陸幕4第191号 平成10年3月19日陸幕航第55号
平成19年3月28日陸幕法第61号 平成21年1月26日陸幕航第14号

補給統制本部長 殿

陸上幕僚長の命により
総務課長

緊急補給を必要とする航空機用部品の各自衛隊間の管理換について（通達）

標記について、別紙のとおり通達されたのでこれにより実施されたい。
なお、この場合の管理換については承認を要しないものとする。

添付書類：別紙

各幕僚長 殿

防衛庁長官

航空機用部品の管理換について（通達）

各自衛隊等間の物品の管理換の協議については、防衛庁の物品管理に関する訓令（昭和32年防衛庁訓令第5号）第30条第3項の規定によるものとされているが、部隊等に対して緊急に補給を必要とする航空機用部品の各自衛隊間の管理換の協議については、下記のとおり実施されたい。

記

- 1 管理換の協議は、次の分任物品管理官の間で実施する。

| | |
|-------|-----------------|
| 陸上自衛隊 | 武器補給処長および通信補給処長 |
| 海上自衛隊 | 需給統制隊司令 |
| 航空自衛隊 | 補給統制処長 |

- 2 前項により管理換の協議を実施することのできる航空機用部品は、機体部品、エンジン部品および電子機器部品とする。

- 3 本管理換において緊急とは、次のことをいう。

- (1) 当該部品がないため、航空機が飛行不能（任務飛行を達成できないときを含む。以下同じ。）の状態にあるとき、または7日以内に当該部品が補給しえず航空機が飛行不能の状態になるおそれのあるときであって当該航空機を飛行可能にするため当該部品を必要とする場合
- (2) 航空機の定期もしくは臨時の整備、オーバーホール、改修、技術指令による作業または修理において当該部品がないのでこれらの作業が遂行できないため当該部品を必要とする場合